平成14年(行ケ)第612号 審決取消請求事件 口頭弁論終結日 平成15年3月19日

判 決

原告 有限会社グッド・エンタープライズ

同訴訟代理人弁護士 安江邦治

被告 ザ ポロ/ローレン カンパニー リミテッド パート

ナーシップ

同訴訟代理人弁理士 曾我道照 同 黒岩徹夫

主文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 原告

- (1) 特許庁が無効2001-35400号事件について平成14年11月12 日にした審決を取り消す。
 - (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
 - 2 被告

主文と同旨

- 第2 当事者間に争いがない事実
- 1 特許庁における手続の経緯
- (1) 原告は、「POLOCOUNTRY」の欧文字を横書きしてなり、商標法施行令(以下「法施行令」という。) 1条別表の「商品及び役務の区分」第17類の「被服(運動用特殊被服を除く)、布製身回品(他の類に属するものを除く)、寝具類(寝台を除く)」を指定商品とする登録第2723627号商標(平成元年7月5日登録出願。平成9年11月21日設定登録。以下「本件商標」という。)の商標権者である。
- (2) 被告は、平成13年9月12日、原告を被請求人として、本件商標の登録を無効とすることを求めて特許庁に審判を請求した。
- (3) 特許庁は、被告の請求を無効2001-35400号事件として審理を行った上、平成14年11月12日、「登録第2723627号の登録を無効とする。」との審決(以下「本件審決」という。)をし、同月22日にその謄本を原告に送達した。
 - 2 本件審決の理由の要点

本件審決の理由は、要するに、①被告のラルフ・ローレンのデザインに係る商品、すなわち被服、眼鏡等の一群の商品には、横長四角形中に記載された「Peolo」の文字、「Polo by RALPH LAUREN」の文字及び馬称でも呼ばれている(以下、これらの各商標が用いられ、これらは「ポロ」を「引用商標は、被告の業務に係る被服類及び馬の田門でも呼ばれている(以下、これらの各商標及びその略称である「ポロ」を「引用の監験出願時には我が国において取引者及び需要者の間に対して、本件商標の登録出願時には我が国において取引者及び需要者の間に対して、本件ものと認められる、②本件商標は、「POLO」と「COUNTRY」と時代を表別であるところ、その構成は、「POLO」と「COUNTRY」との表別の大きに対して、「POLO」の文字結(まであるとして、一個では、「POLO」の文字に対して、「POLO」の文字は、「POLO」の文字は、「POLO」の文字を表別により、「POLO」の文字は、「POLO」の文字を表別により、「POLO」の文字は、「POLO」の文字では、「POLO」の文字では、「POLO」の文字では、「POLO」の文字では、「POLO」の文字をは、「POLO」の文字では、「POLO」の文字では、「POLO」の文字をは、「POLO」の文字をは、「POLO」の文字をは、「POLO」の文字をは、「POLO」の文字をは、「POLO」の文字をは、「POLO」の文字では、「POLO」の文字では、「POLO」の文字では、「POLO」の文字では、「POLO」の文字では、「POLO」の文字、「POLO)の文字、「POLO)の文字、「POLO)の文字、「POLO)の文字、「POLO)の文字、「

第3 当事者の主張

1 原告の主張

次に述べるとおり、本件商標が本号に違反して登録されたものであるとした

本件審決の認定判断は誤りであり、本件審決は取り消されるべきである。 (1) 「POLO」、「ポロ」は、騎乗競技を表す普通名詞であり、この語自体 は,何ら商品の出所表示機能を有するものではない。

被告は、「POLO」等の語が普通名詞であるところから、 Ро10 のよう に、横長方形の枠で「POLO」の文字を囲んでロゴ化したPoloの標章、Poloと b y RALPH LAURENとを組み合わせた標章, ポロ競技者の図形とPolo及び「by LALPH LAUREN」(又は「by Ralph Laure n)を組み合わせた標章を自らのブランドとしたものである。そして、被告の業務 に係る被服類及び眼鏡等の商標として、本件商標の登録出願時に我が国において取 引者及び需要者に広く認識されていたのは、上記ロゴ化したPoloの標章及びこれを 一部に含む上記各標章であって、商標「POLO」ではない。

したがって、仮に、被告の上記ロゴ化したPolo標章及びこれを一部に含む 上記各標章が、本件商標の登録出願時に周知性を獲得していたとしても、文字標章 の「POLO」が被告の商品を表す標章として周知性を獲得していたということに はならない。

(2) 本件商標は、「POLOCOUNTRY」の欧文字を一体的に構成してな る造語商標であり、平成元年から今日に至るまで原告の商標として現に使用されて きたものであり、したがって、これを敢えて「POLO」と「COUNTRY」に 分解して読まなければならない必然性は全くない。また、本件商標は、既に、14 年余の間、原告のオリジナル商品のスウェット、トレーナー、オーバーシャツなどのスポーツウェア及びメンズカジュアルウェアに付し、新聞雑誌等で広告宣伝したほか、展示会などでも定期的に陳列し、販売を行ってきたことから、現在では、原告の商標として、取引者及び需要者に広く認識されており、被告との関連性を問わ れたことは1度もない。

このことに、「Royal Polo Club」、「POLO 「POLO HOUSE」, 「POLO WESTERN」等, LO」の文字をその構成の一部に含む登録商標が何十、何百と存在していることを も考え併せれば、本件商標の「POLOCOUNTRY」の文字が、被告の上記口 ゴ化したPolo標章及びこれを一部に含む上記各標章と強い結び付きを生じ、商品の 出所についての混同を生ずるおそれなどあり得ないことである。

被告の主張

本件商標の登録が本号に違反するものであるとした本件審決の認定判断に誤 りはなく、原告が取消事由として主張するところは理由がない。

ラルフ・ローレンのデザインに係わる商品を表示する商標として、被告の 使用する横長四角形中に記載された「Polo」の文字、「by RALPH AUREN」の文字、馬に乗ったポロ競技のプレーヤーの図形からなる標章が、我が国において「ポロ」、「POLO」(「Polo」)などと略称され、「ポロ」、「POLO」などの略称を含めこれらの一連標章が、本件商標の登録出願時 までに、既に、我が国の取引者及び需要者の間に広く認識されるに至っていたこと は明らかである。

(2) 我が国においてよく使用されている小学館発行の「ランダムハウス英和大 辞典」、研究社発行の「新英和大辞典」等の英和辞典には、「POLO」及び「C OUNTRY」の語は記載されているが、「POLOCOUNTRY」の記載はな い。また、「COUNTRY」の語は、中学程度で習得すべき基本的な学習語とされており、我が国で一般によく知られた英語と言い得るものである。

上記の点のほか、「Polo」、「POLO」が、ラルフ・ローレンのデ

ザインに係る商品に付される商標として周知、著名であることからすれば、本件商 標を付した商品に接した取引者及び需要者は、「POLOCOUNTRY」の欧文 字を一体不可分のものとしてではなく、「POLO」と「COUNTRY」を結合 したものと認識するとともに、本件商標のうち被告の商品に係る標章として著名な「POLO」の部分に特に注意を引かれ、当該商品がラルフ・ローレンあるいはその関連会社に係る商品であると認識することは必定というべきである。

(3) 原告は、本件商標は、平成元年から使用して周知になっていると主張する が、そのような事実は認められない。のみならず、仮に、本件商標が周知になって いたとしても、そのことと、本件商標をその指定商品に使用した場合に、被告の上

記(1)の各標章又はその略称と混同の蓋然性があるかどうかとは別異のことである。 また、原告は、「POLO」の文字をその構成の一部に含む登録商標が本 件商標以外に多数存在している旨主張するが、本件商標が本号に該当するか否か は、本件商標の登録出願時及び審決時における引用商標の周知著名性等取引の実情 を踏まえて個別具体的に審理判断されるべきであり、その審理判断に当たって、先 登録の事例に拘束されるべきものではない。 第4 当裁判所の判断

1 原告は、本件商標の登録が本号に違反するものであるとした本件審決の認定 判断は誤りである旨主張する。

ところで、本号の規定は、周知表示又は著名表示へのただ乗り及び当該表示の希釈化を防止し、商標の自他識別機能を保護することを使るもれができる。 者の業務上の信用の維持を図り、需要者の商品又はできます。 あるから、本号にいう「他人の業務に係るのではできます。 を生ずると混っているの指定である時には、おいるである時には、おいるでは、 業務の他人との間にいるでは、 であると誤信されるが、 の表示であると誤信されば、 の表示であると誤信されば、 の表示であると誤信されば、 の表示であると誤信されば、 の表示であると解するが相当で、 のおいるであると解するが相当で、 のおいるであると解するがは、 のおいるであると解するがは、 のおいるであると解するがは、 のおいるであるがあるがは、 のおいるであるがあるがは、 のおいるであるがあるがは、 のおいるであると解するが、 のおいるであるを生の、 であるのとのであるを生の、 であると解するが、 のおいるである。 であるのとのである。 であるのとのである。 であるのとのである。 であるのとのである。 であるのとのである。 であるのとのである。 であるのとのである。 であるのは、 のおいるである。 であるのである。 であるのは、 のおいるに、 であるのである。 であるのである。

そこで、上記の観点から、本件商標の登録が本号に違反するものであるか否かについて、以下検討する。

2(1) 引用商標の周知著名性について

ア 当事者間に争いがない事実に証拠(甲5, 6, 8ないし11, 乙1ないし4, 9, 10ないし18)及び弁論の全趣旨を併せれば、次の事実が認められる。

(ア) 被告は、米国ニューヨーク州所在のリミテッド パートナーシップである。被告は、その主要な構成員である世界的に著名なデザイナーであるラルフ・ローレンがデザインした被服、眼鏡、フレグランスその他のファッション関連商品を関連会社やライセンシー等を通じて世界的な規模で製造、販売している。現在、ラルフ・ローレンのデザインに係るファッション関連商品には、「Poloの文字を横長四角形中に記載してロゴ化した Poloの標章、Poloと「by RALP H LAUREN」とを組み合わせた標章、ポロ競技者の図形と Polo及び「by RALP RALPH LAUREN」(又は「by Ralph Lauren)を組み合わせた標章が付されている(この事実は当事者間に争いがない。)。

(イ) 昭和53年7月20日講談社発行の「男の一流品大図鑑」(甲5, 乙1)には、ラルフ・ローレンのデザインに係る引用商標を掲げた「ラルフ・ローレンのデザインに係る引用商標を掲げた「華麗なるギロン」ブランドの紹介がされており、それには「1974年の映画「華麗なるこの、現代アメリカの混迷と退廃に対する痛烈な警鐘にもなっていた。この映画で主演したロバート・レッドフォードの衣装デザインを担当したのが、ポロ社の創業者であり、アメリカのファッションデザイン界の旗手ラルフ・ローレンである」、「30歳になるかならぬかで一流デザイナーの仲間いりをはたし、わずか10年で、ポロ・ブランドを、しかもファッションデザイン後進国アメリカのブランドを、世界に通用させた」との記載があり、昭和55年5月25日講談社発行の「世界の一流品大図鑑」(180年版)、11177日

「世界の一流品大図鑑」('80年版。甲11,乙13)には、紳士服の項に「「POLO」ポロ(アメリカ)」として、「アメリカン・トラディショナル・ファッションの総本山ブルックス・ブラザーズで独自の服飾感覚をみがきながら、ニューヨーク大学に学んだラルフ・ローレン。知性と感性が躍動する都会的デザインが、シェイプ・アップされたからだに、フィットします。」との記載が、また、眼鏡の項目には、「「POLO」ポロ(アメリカ)」として、「ニュートラディショナルの旗手ラルフ・ローレンのデザインフレーム」、「はば広く愛されているニュータファッション、その旗手ラルフ・ローレンはポロ社の創業者でもあります」との記載がある。

次に、昭和58年9月28日サンケイマーケティング発行の「舶来ブランドす場」」(明6、乙2)には、ラルフ・ローレン名実のでは、アウルフ・ボーローレン名、では、アウルフ・ボーローレンには、アウルフ・ボーロールンには、アウルフ・ボーロールンには、アウルでは、アウルフ・ボーロールンには、アウルでは、アウ

昭和55年11月20日講談社発行の「男の一流品大図鑑」81年版」 (乙15),昭和56年5月25日同社発行の「世界の一流品大図鑑」81年版」 (乙14),昭和59年1月婦人画報社発行の「MEN'S CLUB1984年 1月号」(乙3),昭和60年5月25日講談社発行の「流行ブランド図鑑」(乙

4) にも上記各記載と同趣旨の記載がある。

(ウ) 昭和59年9月25日発行のボイス情報発行の「ライセンス・ビジネスの多角的戦略'85」(甲9, 乙10)には、被告がポロ・バイ・ラルフローレンのブランドを我が国において株式会社西武百貨店(以下「西武百貨店」という。)にライセンスしていること、ライセンス開始年度は昭和51年であることが記載されている。西武百貨店は、ラルフ・ローレンのデザインに係る商品及びこれに付す引用商標の周知を図るべく新聞広告するなどして、積極的に上記商品の販売発動を行った。

(エ) 平成元年5月19日付け朝日新聞夕刊(乙18)には,「昨年2月ごろから、米国の「ザ・ローレン・カンパニー」社の・・・「Polo」の商標と、乗馬の人がポロ競技をしているマークをつけたポロシャツ、トレーナーなど1万400枚を全国の1万人に売っていた疑い」との記事が、平成11年9月9日付け日本経済新聞朝刊(乙19)には、「渋谷区神宮前の同社店舗で、団体職員の女性(27)に「ポロ」ブランドの偽物セーター1枚を2900円で販売したほか、・・・同区内の会社事務所と同店内に同ブランドの偽物ベストなど計約1900枚を販売目的で所持していた疑い」との記載がある。

イ 上記認定の事実及び弁論の全趣旨によれば、被告が使用する、「Polos)の文字を横長四角形中に記載してロゴ化したPoloの標章、Polosと「by RALPH LAUREN」とを組み合わせた標章、ポロ競技者の図形とPolosをして、のでであるとして、アメリカのファッションデザイナーとして世界的に著名なラン・ローレンのデザインに係るファッションデザイナーとして世界的に著名なラン・ローレンのデザインに係るファッション関連商品を表示するものとして、我が国においては、昭和51年ころから使用されるようになり、遅くとも昭和50年代出までには取引者及び需要者間に広く認識されるに至っていたこと(同商標の周知性については当事者間に争いがない。)、その当時から、上記標章及びこれを付した商品ブランドは「ポロ」、「POLO」(「Polo」と略称されることもあり、ラルフ・ローレンの「ポロ」、「Polo」ないし「POLO」として著名

になり、強い自他商品識別力及び顧客吸引力を獲得していたものであり、その周知 著名性は、その後本件審決時を経て今日に至るまで継続していることが認められ る。

原告は、被告の業務に係る被服類及び眼鏡等の商標として、本件商標の登録出願時に我が国において取引者及び需要者に広く認識されていたのは、上記ロゴ化したPoloの標章及びこれを一部に含む上記各標章であって、商標「POLO」ではない旨主張するが、被告がラルフ・ローレンのデザインに係る商品に付する前記各標章及びこれを付した商品ブランドが「ポロ」、「POLO」(「Polo」)と略称されることもあり、ラルフ・ローレンの「ポロ」、「POLO」などとして著名になり、強い自他商品識別力及び顧客吸引力を獲得していたことは、上記認定のとおりであって、原告のこの点の主張は採用することができない。

(2) 商品の出所混同のおそれについて

ア 本件商標は、その外観上、2個の英語からなるものであり、引用商標の構成部分ないし引用商標のうち被告の前記各標章の略称として周知著名性を有する「POLO」の語と、「COUNTRY」の語とを組み合わせた結合商標である。そして、我が国において一般に使用されている英和辞典類には、「POLO」及び「COUNTRY」の語は記載されているが、「POLOCOUNTRY」の記載はなく、本件商標は、全体として一個不可分の既成の観念を示すものとは認められない。

原告は、本件商標は、「POLOCOUNTRY」の欧文字を一体的に構成してなる商標であり、平成元年から今日に至るまで原告の商標として現に使用されてきたものであるから、これを敢えて「POLO」と「COUNTRY」に分解して読まなければならない必然性は全くない旨主張する。しかし、我が国においては「COUNTRY」の語は、「国、本国」等を表す基本的な学習英語として一般によく知られているのであって、本件商標に接する取引者及び需要者は、これを上記2個の語が結合した商標であると認識するのが通常であると考えられる。

イ 前記認定のとおり、引用標章は、ラルフ・ローレンのデザインに係る被服等のファッション関連商品を示すものとして、我が国における取引者及び需要者の間に広く認識されているものであって、周知著名性の程度が高い標章である。

「POLO」, 「ポロ」の語は、元来乗馬した競技者であれる。 ポーツ競技の名称であり、「ポロシャツ」の語は被服の種類を表す語とのであるから、引用商標の独創性の程度が造語による商標といるものであるから、引用商標の指定商品は、法施行令1条別表回に低いことは否めない。しかし、本件商標の指定商品は、法施行令1条別表回に使用されている商品と同一であるか又はこれと関連性の程度が極することものであるか又はこれと関連性の程度があることがの高品と同一であるかり、高いである。加えて、本件商標の指定商品が日常的に使用される性質のにものらいである。加えて、本件商標の指定商品が日常的に使用される性質のにもの当時にある。加えて、本件商標の指定商品が日常的に使用するものである。加えて、本件商標の指定商品が日常的に使用するものにもあり、また、このことから、両者の商品が日常的に扱うである。加えて、本件商標の指定商品が同時に払う注意力はされて、前記の「混同を生ずるおそれの有いと認めるのが相当である。したがって、前記の「混同を生ずるおそれの判断に当たって、引用商標の独創性が低いことを重視するのは相当ではない。

中本件商標が結合商標であるとはいえ、「POLO」の語と「COUNT ON STAND STA

る営業主の業務に係る商品であるとの観念をも生じさせるものといえる。

(3)ア 上記のとおり、引用商標は被告が関連会社及びライセンシー等を通じて販売するラルフ・ローレンのデザインに係るファッション関連商品を表示するもあるファッション関連商品を表示するもあるである。この程度が極めて高いところ、本件商標は、被告の名標があるもあるであり、引用商標と称呼、外観、観告の名のであり、引用商標と称呼、外観、とり、ないのである。とは見いるとおり、本件商標の指定の作用される。とは重複を有するものでない一般消費者で、かられる。とは重複を有するものでない一般消費者が少な事情を総引用での主要者を認識している場合が少な事情を総引まるのである。ことは公知の事実である。これに接して、明書を記述している場合が少な事情を総引者のであるがよいに、これに対して、の指定商品に使用するときに、これに対して、本のの指定商品に使用するときには、これに対して、本のの指定商品に使用するときには、これに対して、本のの指定を担こさせるおそれがあり、本の、引用商標を想起させて、その出記を生じるおそれがあり、本の、引用商標を担こた場合には、引用商標の有するおそれがあり、ないては被告の業務上の信用の低下という結果を招来しかねないと考えられる。

そうすると、本件商標は、本号にいう「混同を生ずるおそれのある商標」に該当すると判断するのが相当である。

しかし、本件商標が付された商品がどの地域で販売され、販売実績がどの程度であったのかを明らかにする証拠はなく、上記の事実のみから、本件商標が、我が国において、ラルフ・ローレンのデザインに係る商品を表示する引用商標とは無関係の、原告又はそのライセンシーの商品を表示する出所識別標章として、周知著名性を獲得していたと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

ウ 原告は、「Royal Polo Club」、「POLO FAMOUS」、「POLO HOUSE」、「POLO WESTERN」等、「POLO」の文字をその構成の一部に含む登録商標が何十、何百と存在しているのに、本件商標の「POLOCOUNTRY」の文字のみが、被告の上記ロゴ化したPolo標章及びこれを一部に含む前記各標章と強い結び付きを生じ、商品の出所についての混同を生ずるおそれがあるなどということはできない旨主張する。

しかしながら、特定の登録商標が本号に違反して登録されたものであるかどうかは、前示のとおり、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人の表示の周知著名性及び独創性の程度や、当該商標の指定商品等と他人の業務に係る商品等との性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品等の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情等に照らし、個別具体的に判断されるべきものであるから、本件商標以外に「Polo」ないし「POLO」の文字をその構成の一部に含む登録商標が多数存在しているとしても、そのことは、上記アの判断を左右するものではない。

3 以上によれば、原告が取消事由として主張するところはいずれも理由がなく、その他本件審決にこれを取り消すべき瑕疵は見当たらない。

よって、原告の本件請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。 東京高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 北 山 元 章

> 裁判官 青 栁

裁判官絹川泰毅は転補につき署名・押印することができない。

裁判長裁判官 北 山 元 章